(令和3年3月30日) (西宮市規則第66号)

沿革

令和5年3月30日 規則59号[1]

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市内部統制基本方針に基づいた内部統制に係る体制(以下「内部統制体制」という。)の整備及び運用を推進し、もって市政に対する市民の信頼に応えることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 内部統制 業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守及び資産の保全が阻害される業務上のリスクを低減することを目的とするプロセスであって、業務に組み込まれ、全ての職員によって組織的かつ自律的に遂行されるものをいう。
- (2) 西宮市内部統制基本方針 市長が定める内部統制に関する基本的な方針をいう。 (基本原則)
- 第3条 全ての職員は、西宮市内部統制基本方針に定められた事項並びに内部統制体制の整備及び運用の状況を踏まえ、誠実かつ真摯にそれぞれの職責を果たさなければならない。 (内部統制推進本部)
- 第4条 本市における内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進するため、西宮市内部 統制推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。
- 2 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 内部統制体制の整備及び運用の推進
- (2) 西宮市内部統制基本方針及び内部統制評価報告書等の作成
- (3) その他本部長が必要と認める事務
- 3 推進本部は、本部長、副本部長及び別に定める部員をもって構成する。
- 4 本部長は市長をもって充て、副本部長は岩﨑副市長をもって充てる。「1]
- 5 本部長は、推進本部を招集し、及び主宰し、並びに推進本部の事務を統括する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 前項の場合において、副本部長に事故があるとき又は副本部長が欠けたときは、部員の うち、あらかじめ本部長の指定するものがその職務を代行する。
- 8 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に部員以外の職員及び有識者等

を出席させることができる。

- 9 本部長が必要と認めた場合は、部会及び作業部会を設置することができる。
- 10 推進本部の事務局は、総務局総務総括室総務課に置く。

(審議会)

第5条 市長は、次に掲げる事項について必要があると認めるときは、西宮市事務執行適正 審議会(西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市事務執 行適正審議会をいう。次項において「審議会」という。) に諮問するものとする。

- (1) 内部統制体制の整備及び運用の推進
- (2) 適正な事務の執行
- (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 審議会の庶務は、総務局総務総括室総務課において処理する。

(内部統制専門委員)

- 第6条 内部統制に係る調査を行うため必要があると市長が認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条第1項の規定により、内部統制に関する専門委員(以下「内部統制専門委員」という。)を置くものとする。
- 2 内部統制専門委員は、内部統制及び監査等に関し優れた識見を有する者の中から市長 が選任する。
- 3 内部統制専門委員は、次に掲げる事項の調査を行う。
- (1) 内部統制体制の整備及び運用の推進状況
- (2) 内部統制評価報告書
- (3) その他市長が必要と認める事項

(監査委員との協議)

第7条 市長は、内部統制体制の整備及び運用に関し、必要があると認めるときは、監査委員と協議を行うものとする。

(リスク管理)

第8条 市長は、業務上のリスクの発生事案を収集し、分析し、及び管理し、並びに全庁で 情報の共有を図ることにより、リスク発生の未然防止や再発防止に努めるものとする。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月30日西宮市規則第59号[1]市長の職務代理者に関する規則等の 一部を改正する規則7条による改正付則)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。